

長野県議会委員会音声データ反訳業務仕様書

第1 業務は、令和6年6月定例会、9月定例会、11月定例会、令和7年2月定例会及び令和6年4月1日以降に開催される委員会について、長野県議会事務局が貸与するSDカード又はその他の記録媒体に収録された委員会の議事に係る音声データ（以下「音声データ」という。）の反訳（以下「データ反訳」という。）とする。

第2 データ反訳の発注見込時間は次のとおりである。

6月定例会 2,477分

9月定例会 2,315分

11月定例会 2,594分

2月定例会 2,727分 合 計 10,113分（約169時間）

第3 成果品は次のとおりとする。

- (1) 委員会ごと開催日ごとの反訳原稿各1部
- (2) 委員会ごとの反訳原稿のデータ

第4 第2に掲げる定例会ごとの発注見込時間を目安とし、年4回発注予定であるが、閉会中委員会が開催された場合は、随時発注するものとする。

音声データ及び関係書類は、議事課で受領または議事課から送付する。

なお、音声データ及び関係書類の受託者への送付にかかる費用については事務局において負担するが、受託者から議事課への返送にかかる費用については受託者の負担とする。

第5 反訳に用いる用語については「標準用字用例辞典」（（社）日本速記協会の発刊）を基準とする。

第6 事業名等の行政用語は、長野県及び長野県議会のホームページ等公表されているものを参照し、正確に反訳を行うこと。

第7 この業務の履行期限は、音声データ及び補助資料受領後14日以内又は令和7年3月31日のいずれか早い日とする。

なお、閉会中委員会が開催された場合の履行期限についても同様である。

第8 代金は、次により算出した額に、100分の110を乗じて算出する。（1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）

- (1) 時間の計算は1分単位で計算する。（1分未満は切り捨てとする。）
- (2) 代金は、発注ごとに計算するものとする。